

移動等円滑化基準適用除外車両の導入について（協議事項）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成18年法律第91号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどの移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合が義務付けられています。

尾張旭市営バスの現行車両は、道路や地形上の問題等により、バリアフリー基準の適用除外を受けて運行しています。今回導入する車両についても現行車両と同様に、バリアフリー基準適用除外車両とすることについて、協議するものです。

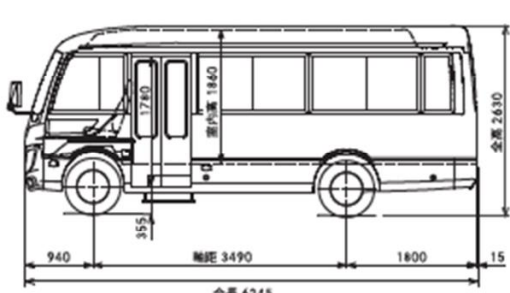
1 導入車両の概要等

車種・型式	三菱ローザ ショートボディ 2WG-BE740E				
導入車両数	1 両				
配置車両数	9 両（車いす対応車両を除く。）				
所有者	尾張旭市				
使用者	豊栄交通株式会社 ※市から無償貸与				
乗車定員	24 名（客席 22 名）				
車両サイズ ※	長さ	幅	高さ	車両総重量※	最小回転半径
	6,245 mm	2,010 mm	2,630 mm	5,035 kg	5.6m
導入路線	尾張旭市営バス西ルート				
運行開始予定時期	令和9年3月				

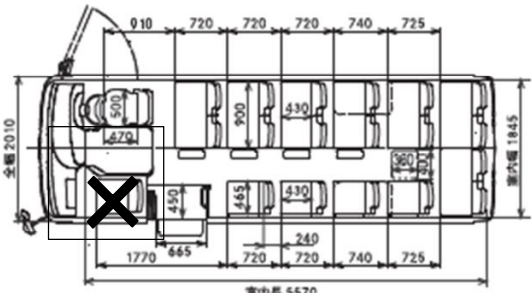
※ 車両サイズは、装備内容により変更の場合あり



導入車両イメージ



ショートボディ車両（案）の図面



ショートボディ車両（案）の図面

2 バリアフリー基準の適用除外について

- (1) 導入車両は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（平成19年2月1日付け中運技保第342号）第3 (3)「幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車」に該当します。
- (2) 引き続き本市のルートを走行するには、本市がバリアフリー基準適用除外認定を受け車両を導入してきた理由である「ルート上に狭あいな生活道路や急こう配な坂道、鋭角な曲がり角があるため、これらの道路を走行可能であること」「乗客の安全性を確保するため全員着座であること」、「輸送力を確保する必要があること」という条件を備えている車両を導入する必要があります。このため、バリアフリー基準の適用除外認定を申請します。

3 関係機関との事前調整

上記車両については、現行の市営バス車両と同車種であり、その運行に関し問題がないことを、事前に公安委員会及び道路管理者に確認しています。

なお、本車両の運行等に関し、愛知運輸支局等から指摘や指導等があった場合には、適宜対応します。

4 認定により適用を除外するバリアフリー基準の条項及び内容

- (1) 第37条第2項第1号：乗降口の幅
- (2) 第37条第2項第2号：乗降口のスロープ
- (3) 第38条第1項：床面の高さ
- (4) 第39条：車いすスペース
- (5) 第40条第1項：通路の幅

5 スケジュール（予定）

- (1) 令和8年12月 バリアフリー基準適用除外申請
- (2) 令和9年2月末 納車
- (3) 令和9年3月 運行開始

6 本市の移動支援施策

本市では、移動支援施策として、バリアフリー対応の車いすリフト付き市営バス車両（ハイエース型）を導入し、事前予約制により続行便として車いす対応の運行を行っています。

また、福祉施策として、障がい者タクシー利用料金助成事業及び移送サービス利用助成事業（いずれもタクシー料金の補助）を実施しています。

※ 支援実績は資料4－2参照